

「そよ風パーク」指定管理者（候補者）募集要項

山都町そよ風パーク（以下、「そよ風パーク」という。）は、農林業の振興を図るとともに、本町の雄大な自然を背景に利用者が心身の健やかさを回復し、相互の交流を深めることを目的として、設置されています。当該施設の管理運営に関しては、持続的かつ適正な管理運営体制を構築し、施設の設置目的を達成する必要があります。そのため、民間事業者等が有するノウハウやアイデアを活用することで柔軟なサービスの提供及び効果的な管理運営を図ることを目的とし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、山都町そよ風パーク条例（平成 17 年山都町条例第 116 号）第 16 条及び山都町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 17 年山都町条例第 167 号）第 3 条の規定に準じ、指定管理者の候補者（以下、「指定管理候補者」という。）を募集します。

現在は、そよ風パーク全域を一括して指定管理者の指定を行っていますが、今回の募集より効果的効率的な運営を目的に、そよ風パーク全体を 3 エリアに分割（一部町の直営）して、各エリアの指定管理者を募集いたします。

なお、応募者には自由に提案していただきたく、複数のエリアを 1 つの団体（企業等）が一括して応募することを妨げるものではありません。

以下、当該施設や指定管理者に関すること及び指定管理候補者の応募について示しますので内容を十分に理解され応募ください。

1 対象施設の概要

（1）名称

そよ風パーク

I ホテルウィンディ、コテージ、田舎山荘、その他施設（以下、「ホテルエリア」という。）

II レストランマアム、そよ風浴場、その他施設（以下、「レストラン・浴場エリア」という。）

III そよ風物産館、駐車場、その他施設（以下、「物産館エリア」という。）

※別紙の「そよ風パーク区域図」参照

（2）所在地

ホテルウィンディ他 山都町今 2 9 7 番地 （代表）

レストランマアム、そよ風浴場他 山都町今 2 9 9 番地 （代表）

そよ風物産館他 山都町今 3 6 5 番地 4 （代表）

（3）施設の設置目的

農林業の振興を図るとともに、本町の雄大な自然を背景に利用者が心身の健やかさを回復し、相互の交流を深めることを目的とし、平成 7 年 3 月にオープンした施設である。

※道の駅（物産館）は、H 2 5 . 2 . 2 8 供用開始

【施設の役割】

I 「ホテルエリア」

宿泊・休養施設の提供、集会のための会場の提供、山都町の観光情報収集及び発信

そよ風広場・多目的広場の予約管理貸出業務（維持管理は除く）、その他宿泊者に向けたサービスの提供

Ⅱ「レストラン・浴場エリア」

食事の提供、町内外の来場者に対する入浴サービスの提供、集会のための会場の提供、観光情報の収集及び発信

Ⅲ「物産館エリア」

利用者のニーズに応じた商品展開、観光情報の収集及び発信、道の駅としての道路情報の発信と休憩施設の提供、地域町民に対する食料品・雑貨等の提供

(4) 施設概要

Ⅰ ホテルエリア（総延床面積 3704.54 m²/総敷地面積約 40146.44 m²）

ホテルウィンディ、コテージ、田舎山荘、商品開発棟、BBQ エリア 他

Ⅱ レストラン・浴場エリア（延床面積 1,197,490 m²/総敷地面積約 7258.97 m²）

そよ風浴場、レストランマアム、駐車場 他

Ⅲ 物産館エリア（延床面積 537,020 m²/総敷地面積約 7125.41 m²）

そよ風物産館、駐車場 他

(5) 施設内容、規模、利用人数実績等

資料別記 2 のとおり

(6) 指定管理者

令和 9 年 3 月末までの指定管理者：エネルギープロダクト株式会社

2 施設管理運営と指定管理者の基本的な考え方

指定管理者制度は、従来の公の施設の管理委託制度とは異なり、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、民間活力を反映させて施設の管理を行う制度です。このため、指定管理者は、自らの責任と判断によって、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの向上を図っていく必要があります。また、指定管理者は、次の各項目に留意して管理運営を実施しなければなりません。なお、山都町は施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対して指示等を行うものとし、指定管理者はその指示に誠実に対応するものとします。

- ・ 運營業務にあたっては、施設の設置目的、機能及び法的位置付けに基づき業務を行うこと。
- ・ 特定の個人や団体に対して、有利あるいは不利になるような取り扱いをしないこと。
- ・ 利用者の意見を管理運営に反映させること。
- ・ 利用者に対する接遇について十分注意すること。
- ・ 利用者サービスの観点から、積極的に自主事業に取り組むこと。
- ・ 管理に当たっては、町と綿密な連携を図ること。
- ・ 山都町の中心的な観光施設であることを認識し、積極的な誘客に取り組むこと。

なお、上記と併せてそよ風パークの管理運営を行うにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- | |
|--|
| <p>(1) 農林業の振興を図るとともに、本町の雄大な自然を背景に利用者が心身の健やかさを回復し、相互の交流を深めることができるよう管理運営を行うこと。</p> <p>(2) (1) の目的を達成するため、エリア内のすべての施設が連携し、各施設を利用し</p> |
|--|

た自主事業に積極的に取組むこと。

- (3) 個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 管理運営費の削減に努めること。
- (5) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (6) 町内外の利用者増に努め、各種事業を積極的に取組むこと。
- (7) 募集要項、業務仕様書に定められた事項を遵守した管理運営に努めること。
- (8) 利用料金制度であることを鑑みて、利用者サービスに繋がる自主事業等の企画を町担当課と協議して積極的に取組むこと。

3 指定管理者が行う管理の基準

(1) 休業日

I・II・IIIすべてのエリアで、休業日なし（通年無休）

(2) 利用時間

I ホテルウィンディ	宿泊	午後3時から翌日午前10時まで
I ホテルウィンディ	休憩	午前11時から午後3時まで。但し、宿泊室に空きがあるときは午後10時まで延長可
I コテージ	宿泊	午後3時から翌日午前10時まで
I 田舎山荘	宿泊	午後3時から翌日午前10時まで
I 商品開発研究棟		午前8時30分から午後5時まで
I そよ風広場・多目的広場		午前8時30分から午後5時まで
II そよ風浴場		午前10時から午後10時まで。但し、レストランの開業時間は特に定めない。
III そよ風物産館		午前10時から午後5時30分まで。但し、道の駅トイレは24時間利用可とすること。
アスレチック施設		午前8時30分から午後5時まで

※指定管理者は町の承諾を得て休業日、利用時間を変更することができる。また、利用者の要望で規定以外の時間に開業する場合は、指定管理者が利用者と協議して条件等を定めること。協議内容は町担当課に報告すること。

(3) 管理運営業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守すること。

- ① 山都町そよ風パーク条例、同施行規則
- ② 地方自治法、同施行令、同施行規則ほか行政関係法令
- ③ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令
- ④ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同施行規則、水道法、同施行規則、建築基準法、消防法、同施行規則、電気事業法その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法律
- ⑤ 食品衛生法、同施行令、同施行規則ほか衛生関係法令
- ⑥ 旅館業法、同施行令、同施行規則ほか厚生関係法令
- ⑦ 公衆浴場法、同施行規則、熊本県公衆浴場基準条例、熊本県公衆浴場法施行細則
- ⑧ 山都町美しいまちづくり条例

⑨ その他

- ・指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、協定において定める安全確保の措置を講ずること。
- ・指定管理者は、施設の使用許可承認等行政処分に相当する権限を行使するときは、山都町行政手続条例第2章を遵守すること。
- ・指定管理業務を行うに当たり作成し又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。指定期間を過ぎた後も、同様とする。
- ・指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）などSDGsに配慮した取り組みに努めること。

(4) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと

・物品の帰属について

指定管理者は、町の所有に属する物品については、適正に利用、保管すること。また、指定管理者は物品管理簿を備えてその保管に係る物品を整理し、廃棄等の処分を行う必要がある場合は事前に町と協議し、物品の異動について定期的に町に報告をすること。

・立入検査について

指定期間中、町は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地調査を行う。

(5) 業務報告及び事業報告について

指定管理者は、指定期間中、毎月終了後15日以内に業務報告書（月報）を町へ提出すること。業務報告書の内容は、町担当課の要求項目を網羅する内容とすること。また、毎事業年度終了後、2か月以内に管理運営業務に係る事業報告書並びに収支決算書等を町へ提出すること。収支決算報告書の勘定科目は町担当課より指示を行う。

(6) 経理規程について

施設の管理運営に係る経費については、指定管理者は区分経理を行うこととし、経理規程を策定の上、経理事務を行うこと。

※管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定める。

4 指定管理者の業務内容等

(1) 施設の管理運営に関すること

I ホテルエリア

① 職員の配置

- ・施設の管理のため必要な人員を配置すること。なお、職員の雇用については、地元雇用を優先すること。（管理運営仕様書に配置職員の詳細を規定）

② 宿泊施設、集会施設、その他休養施設の提供

③ そよ風広場、多目的広場等の提供（予約管理、使用の許可・利用料金の収受、維持管理は除く）

④ 道の駅施設としての観光情報の収集及び発信、道路情報の発信、休憩施設の提供。（24時間トイレの開放）

- ⑤ 緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。
- ⑥ 配置職員には、管理運営上必要なスキルに関する研修を行うこと。
- ⑦ 職務上知り得た個人情報の保護体制をとり、職員に周知徹底を図ること。
- ⑧ 公的事業等について施設の供与の便宜を優先的に検討すること。
 - ・行政機関或いは公共的団体等の事業における施設利用について優先的に検討すること。

II レストラン・浴場エリア

- ① 職員の配置
 - ・施設の管理のため必要な人員を配置すること。なお、職員の雇用については、地元雇用を優先すること。（管理運営仕様書に配置職員の詳細を規定）
- ② 農林水産物を主とした特産物の展示・販売及び食事の提供
 - ・レストラン等の農林水産物の仕入れについては、町内生産者及び業者を優先すること。特に、有機農産物の活用を積極的に図ること。
- ③ 入浴施設の提供
- ④ 集会のための会場の提供
- ⑤ 道の駅施設としての観光情報の収集予備発信
- ⑥ 緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。
- ⑦ 配置職員には、管理運営上必要なスキルに関する研修を行うこと。
- ⑧ 職務上知り得た個人情報の保護体制をとり、職員に周知徹底を図ること。
- ⑨ 公的事業等について施設の供与の便宜を優先的に検討すること。
 - ・行政機関或いは公共的団体等の事業における施設利用について優先的に検討すること。

III 物産館エリア

- ① 職員の配置
 - ・施設の管理のため必要な人員を配置すること。なお、職員の雇用については、地元雇用を優先すること。（管理運営仕様書に配置職員の詳細を規定）
- ② 商品・販売
 - ・利用者のニーズに応じた商品展開を行うこと。
 - ・周辺に商店等がないことを踏まえ、町担当課や利用者への聞き取りを行いながら食品や日用品等の販売を行うこと。
- ③ 道の駅施設としての観光情報の収集及び発信、道路情報の発信、休憩施設の提供。（24 時間トイレの開放）
- ④ 緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。
- ⑤ 配置職員には、管理運営上必要なスキルに関する研修を行うこと。
- ⑥ 職務上知り得た個人情報の保護体制をとり、職員に周知徹底を図ること。
- ⑦ 公的事業等について施設の供与について優先的に検討すること。
 - ・行政機関或いは公共的団体等の事業における施設利用について優先的に検討すること。

- ⑧ 道の駅として駅長の役割（各エリアの意見や要望、各団体からの調査等のとりまとめ）を行うこと。

（２）施設及び設備の維持管理に関すること

そよ風パークの適正な運営のため、指定管理者は施設及び設備の保守管理等を行うこと。修繕等については、基準価格積算表において算定した修繕料の額を超えるまでは、原則として金額に関係なく指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、基準価格算定表において算定した額を超えた場合は、１件につき２０万円以上の修繕について、町が自己の責任において実施する必要があると認める時は、協議のうえ、町が自己の費用において実施するものとする。

５ 指定の期間

指定管理期間は運営開始から５年間とする。

令和９年（２０２７年）４月１日から令和１４年（２０３２年）３月３１日まで。

ただし、指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

６ 管理に要する経費

（１）指定管理料

そよ風パークの管理に要する経費は、町が支払う指定管理者への代行の対価として支払う経費（以下「指定管理料」という。）及び利用料金収入によって賄うこととする。このうち、指定管理期間中に町が支払う管理委託料の額は下記に定める基準価格の範囲内で、別添様式１「事業計画書」及び同様式２「収支予算書」により指定管理者から各年度の指定管理料の提案を求める。

（２）利用料金に関する事項

- ① そよ風パークの使用に係る料金及び事業収入（地方自治法第２４４条の２第８項に定める「利用料金」）は、指定管理者の収入とする。利用料金の額は、山都町そよ風パーク条例第１３条（別表２）に規定する利用料金の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。
なお、消費税法による消費税及び地方税法による地方消費税は、利用料金の内税として扱うこと。
- ② 規則等に規定する利用料金の減免や、収受した利用料金の還付も指定管理者が行うこと。なお、町は利用料金の減免・還付に係る利用料金相当額の負担は行わない。
- ③ 町は、指定期間前に収納した当該指定期間中に係る利用料金に相当する額（設置条例第１３条各項及び第１５条第１項各号の規定により還付される使用料に相当する額を除く。以下「利用料金相当額」という。）及び支払方法を別に定め、指定管理者に当該支払方法により利用料金相当額を支払うものとする。
- ④ 指定管理者が預かった指定期間以後〔令和１３年度以降〕の使用に係る利用料金については、町が新たな指定管理者を指定し、かつ利用料金制度を導入する場合は当該指定管理者に対して、その他の場合は町に対して、その利用料金を指定期間終了日までに支払うこと。

- ⑤ 事業所税については、指定管理者の提出する事業計画歳入において、利用料金収入（参加費等の企画事業収入等を含む）が当該施設の全収入の5割を超えた場合に課税される。

（3）基準価格

I ホテルエリア

基準価格 84,625,000円（消費税及び地方消費税含む。）
（令和9年度から令和13年度までの5年間の総額とする）

「8-3 基準価格積算表」《令和9年度積算内訳/消費税込み》 別紙参考資料のとおり
16,925千円＝ 91,505千円 － 74,580千円
（基準価格） （積算総額） （利用料金総額）

※基準価格を超える提案があった場合には失格となりますので、ご注意ください。

II レストラン・浴場エリア

基準価格 98,245,000円（消費税及び地方消費税含む。）
（令和9年度から令和13年度までの5年間の総額とする）

「8-3 基準価格積算表」《令和9年度積算内訳/消費税込み》 別紙参考資料のとおり
19,649千円＝ 57,984千円 － 38,335千円
（基準価格） （積算総額） （利用料金総額）

※基準価格を超える提案があった場合には失格となりますので、ご注意ください。

III そよ風物産館エリア

基準価格 35,540,000円（消費税及び地方消費税含む。）
（令和9年度から令和13年度までの5年間の総額とする）

「8-3 基準価格積算表」《令和9年度積算内訳/消費税込み》 別紙参考資料のとおり
7,108千円＝ 48,688千円 － 41,580千円
（基準価格） （積算総額） （利用料金総額）

※基準価格を超える提案があった場合には失格となりますので、ご注意ください。

（4）修繕に要する経費

基準価格には、指定管理者が行う施設の小規模な修繕等に要する経費（以下「修繕費」という。）として、それぞれ年間あたり、I ホテルエリア「1,100,000円」、II レストラン・浴場エリア「330,000円」、III そよ風物産館エリア「55,000円」を算定している。なお、修繕費は、実績に応じ毎年度末に精算することから、申請者は修繕費として一律I 110万円×5年×100/110を、II 33万円×5年×100/110を、III 5.5万円×5年×100/110を加えた上で、申請価格を提示

すること。

修繕等については、基準価格積算表において算定した修繕料の額を超えるまでは、原則として金額に関係なく指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、基準価格積算表において算定した額を超えた場合は、1件につき20万円以上の修繕について、町が自己の責任において実施する必要があると認めるときは、協議のうえ、町の費用において実施するものとする。

(5) 指定管理料の支払

指定管理料は、年4回払い(4半期ごと前払い)とする。町は、指定管理料の支払い対象となる月(4月、7月、10月、1月)に請求書を受領し、これらを正当と認めたときは、その受理した日から起算して30日以内に指定管理者に支払うものとする。

7 応募資格(指定管理候補者)

(1) 次の要件を満たす法人その他の団体であること

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1条各号の規定に該当しないこと。
- ② 町内に事務所を有すること。(現時点で有していない場合は、指定管理期間開始当初までには有していること。)
- ③ 山都町から指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 労働者災害補償保険に加入していること。(従業員を雇用していない場合は除く。)
- ⑤ 町税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- ⑥ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ⑦ 法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は現に禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑧ 上記のほか、次の事項に該当しないこと。
 - ・代表者等(法人にあっては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者。以下同じ)が「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる法人等。
 - ・暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。)又は、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる法人等。
 - ・代表者等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は、暴力団員を利用するなどしたと認められる法人等。
 - ・代表者等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる法人等。
 - ・代表者等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人等。

※ 本町と山都警察署との間で締結した「山都町が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」に基づき、提出された役員名簿をもとに警察署に照会を行い、該当するか

否かを確認します。

(2) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合の留意事項

- ① 代表団体を選出し、町との連絡については代表団体が行うこと。
- ② 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
- ③ 次項8提出書類の(3)から(8)までについては、構成員それぞれについて提出すること。

申請については、一申請者につき一提案に限ります。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独での申請を行うことはできません。

また、代表団体は7応募資格(1)の①から⑧までのすべてを満たすことが必要で、その他の構成員は②を除くすべての要件を満たすことが必要です。

8 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を町に提出すること。なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書(山都町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則(平成17年山都町規則第111号)別記様式)
- (2) 事業計画(別添様式1)及び収支予算書(別添様式2)並びに職員配置計画(別添様式3)
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (5) 申請の日の属する事業年度の前3ヶ年事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類(会社設立から間もない場合など3ヶ年事業年度分が提出できない場合は、提出可能な年度分を提出すること。会社設立1年未満の場合は、提出の必要はない。)
- (6) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者を除く。)
- (7) 納税証明書(課税対象となっていない法人、団体を除く。)
 - ア. 消費税及び地方消費税について未納がないこと。
 - イ. 山都町の町税(同町税が課税されていない者で町外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税)について未納がないことの証明書
- (8) その他町長が必要と認める書類
 - ア. グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類)
 - イ. 誓約書(別添様式4)

9 募集要項、申請書について

山都町ホームページからダウンロードしてください。(令和8年8月17日掲載)

(HPアドレス <https://www.town.kumamoto-yamato.lg.jp>)

1 0 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和8年9月1日（火）から10月23日（金）までの日
- ② 受付方法 質問票（別添様式5）に記入の上、電子メールで提出してください。

（電子メールアドレス：shokan@town.kumamoto-yamato.lg.jp）

※電話での質問は一切受け付けません。

1 1 現地説明会の実施

現地説明会を令和8年9月10日（木）、30日（水）、10月6日（火）、16日（金）計4回実施します。

現地説明を希望する場合は、法人等の名称及び参加する者の氏名をあらかじめ12（2）に連絡すること。説明会の日程は協議後決定します。

1 2 申請書の提出

（1）提出期間

令和8年8月17日（月）から令和8年11月6日（金）までの日（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。

※ 電子メールでの提出は受け付けません。

（2）提出先

山都町役場 商工観光課

〒861-3592 熊本県上益城郡山都町浜町6番地

電話 0967-72-1115（直通）

※ 提出部数は、正本1部及び副本10部とします。（副本は複写で可）

1 3 申請に要する費用

申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。

1 4 無効又は失格

本要項中に記載しているほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- ① 申請者が、7応募資格の要件を満たしていなかったとき。
- ② 申請書の提出方法、提出先、提出期限が守られなかったとき。
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑥ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの。

1 5 選定方法

- (1) 山都町指定管理候補者選定等委員会において、各委員が次の審査基準に基づき、それぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定し町長へ結果を報告します。町長は選定結果を踏まえて、指定管理候補者を決定する。

(2) 審査基準

「審査基準表」

※別紙のとおり

- ① 住民の平等な利用の確保
- ② 施設の効用の最大限の発揮
- ③ 経費の縮減（収支計画）
- ④ 管理を安定して行う人的・財政的基礎
- ⑤ その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項等

1 6 指定管理候補者選定等委員会

令和8年11月下旬（予定）に実施します。

申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方によるプレゼンテーションを行って頂きます。時間と場所については、後日連絡します。

1 7 指定管理候補者選定結果等の公表

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、町ホームページにて選定候補者のみ公表する。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けません。

1 8 指定管理者の決定及び管理運営に係る委託料について

- ① 指定管理候補者は、山都町議会の議決（令和8年12月定例会を予定）を経て、指定管理者に指定されます。
- ② 議決後に町と指定管理者との間で協定を締結しますが、管理業務に係る指定管理料が発生する場合は、各年度の予算額の範囲内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。
- ③ 利用料金を指定管理者の収入とします。

1 9 その他

- ① 提出書類は、お返しできません。
- ② 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ③ 提出された書類は、情報公開の請求があったときは、開示することがあります。
- ④ 応募者多数の場合は、書類審査等（1次審査）を行い、16指定管理候補者選定等委員会を開催することもあります。

20 留意事項

- ① 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が7応募資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。
- ② 指定管理者の指定後に、指定管理者が7応募資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。
- ③ 指定管理者の指定後に、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は町と協議し、決定することになります。協議に当たっては、文書によるものとします。

21 添付書類・様式

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) そよ風パーク管理運営事業計画書（別添様式1）
- (3) そよ風パーク管理運営収支予算書（別添様式2）
- (4) 職員配置計画（別添様式3）
- (5) 誓約書（別添様式4）
- (6) 質問書（別添様式5）
- (7) 参考資料
- (8) 審査基準

問い合わせ先

山都町役場 商工観光課

電話 0967-72-1115（直通）

〒861-3592 熊本県上益城郡山都町浜町6番地